

平成 28 年 12 月 28 日制定

令和 5 年 9 月 6 日改正

令和 6 年 7 月 4 日改正

横浜市磯子区役所 X（旧 Twitter）アカウント運用ポリシー

1 アカウント名

@ yokohama_isogo（横浜市磯子区役所）

2 アカウント URL

https://x.com/yokohama_isogo

3 発信内容

区政情報、防災情報などを発信します。

4 運用管理責任者

磯子区区政推進課長

5 発信者

磯子区区政推進課職員、磯子区総務課職員

6 フォロワーの有無

原則として行いません。ただし、本市公式アカウントやそのほか公的機関の公式アカウントのみフォローを行います。

7 リプライ（返信）の管理

（1）リプライ（返信）の有無について

当アカウントは横浜市磯子区区政推進課が管理しています。当アカウントでは、原則としてリプライ（返信）を行いません。当課を含む横浜市への意見・提案については「市民からの提案（<https://www.city.yokohama.lg.jp/kocho/teian.html>）」において受け付けます。

（2）リプライ（返信）への対応について

当アカウントの運用にあたって、発信情報に関係ないリプライ（返信）や、次の事項に該当すると判断したリプライ（返信）については、断りなく非表示とする場合があります。また、X 社（旧 Twitter 社）へ報告することがあります。

ア 法律、法令等に違反する内容又は違反する恐れがあるもの

イ 公序良俗に反するもの

ウ 政治、宗教活動を目的とするもの

エ 犯罪行為を助長するもの

オ 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの

- カ 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの
- キ 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
- ク 本市又は第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- ケ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- コ 他のユーザー、第三者になりすますもの
- サ 虚偽又は著しく事実と異なるもの及び単なる風評や風評を助長させるもの
- シ 同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメント
- ス 有害なプログラム等
- セ わいせつな表現等を含むもの
- ソ 本課が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- タ X (旧 Twitter) サービス利用規約に反すると思われるもの
- チ その他、横浜市が不適切と認める情報及びこれらの内容を含むリンク等

(3) アカウントのブロックについて

上記アからチに該当するリプライ（返信）や引用を投稿したユーザーは、アカウントをブロックする場合があります。

8 免責事項

- (1) 当アカウントで発信する情報の正確性には万全を期しておりますが、当アカウントで発信された情報を用いて、利用者が行う一切の行為について、横浜市は何ら責任を負うものではありません。
- (2) 当アカウントで発信された情報に起因して生じた、利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害について、横浜市は一切責任を負いません。
- (3) 利用者により投稿された当アカウントに対するリプライ（返信）等について、横浜市は一切責任を負いません。
- (4) その他、当アカウントに関連して生じた、いかなる損害についても横浜市は一切責任を負いません。

9 運用ポリシーの変更

当アカウントの運用ポリシーについては、事前に予告なく変更する場合があります。

10 利用開始日

平成 29 年 1 月 31 日

11 アカウントの公開終了について

当アカウントについては、事前に予告なく公開の終了又は閉鎖する場合があります。